

AI教育研修実施規則

（目的）

第1条 この規則は、講習等規程（13規程第37号。以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う同規程第2条第4号に掲げるAI教育研修（以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 試験研究機関等 規程第2条第1号に規定する試験研究機関等をいう。
- 二 研修生 研修により受け入れる次に掲げる者をいう。
 - ア 試験研究機関等に所属する職員
 - イ 農業若しくは食品産業又は農機具の改良に関する研究若しくは業務に従事し、又は従事しようとする者
- 三 受講申請者 研修の受講を申請しようとする者をいい、当該研修の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）が試験研究機関等に所属する職員である場合にあっては当該試験研究機関等の長、受講希望者がその他の法人に所属する職員である場合にあっては当該その他の法人の代表者、これら以外の場合にあっては受講希望者とする。

（研修を実施する機関）

第3条 研修は、基盤技術研究本部農業情報研究センターが実施するものとする。

（研修の実施計画）

第4条 基盤技術研究本部長（以下「本部長」という。）は、研修を実施しようとするときは、当該研修の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、原則として当該研修を実施する2ヶ月前までに公表するものとする。

2 前項の実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 研修の内容
- 二 研修の実施方法
- 三 研修の実施期間
- 四 受け入れる研修生の人数
- 五 研修生の受入れのための経費（以下「受講料」という。）
- 六 その他研修に関し必要な事項

(申請)

第5条 受講申請者は、実施計画に定める期限までに別に定める様式の例による受講申請書を本部長に提出しなければならない。

(承認等)

第6条 本部長は、前条の規定により申請があった場合には、遅滞なく、研修生の受入れについて、当該申請に係る受講希望者の研究又は業務の内容及び今後の研究又は業務の計画を勘案して、承認するかどうかを決定し、別に定める様式の例により受講申請者にその旨を通知するものとする。

(受入経費等)

第7条 本部長は、受講料として定めた金額を受講申請者から徴収するものとする。ただし、本部長が必要と認める場合には、受講料を徴収せず、又は受講料の金額を減額することができる。

2 研修生が研修期間中に必要とする旅費については、受講申請者が負担するものとする。

(経費の納付等)

第8条 受講申請者は、経理責任者（会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者をいう。）が研修期間の終了後に発行した請求書により、遅滞なく、受講費を農研機構に納付しなければならない。

(研修生の義務)

第9条 研修生は、農研機構及び基盤技術研究本部が定める諸規程を遵守しなければならない。

2 研修生は、研修期間中、当該研修に係る担当者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第10条 研修生は、研修期間中に知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(受入れの中止)

第11条 本部長は、研修生が前2条の義務を怠ったとき又は所定の研修を終了する見込みがないと認めるときは、受入れを中止することができる。

(事故の補償等)

第12条 研修期間中に起こった事故による研修生の負傷及び研修生が他の者に与えた傷害に対する補償等の措置は、受講申請者の責任において行い、農研機構は責任を負わないものとする。ただし、農研機構の責に帰すべき事由により起こった事故の場合には、この限りでない。

- 2 研修生の責に帰すべき事由により農研機構が保有する施設、備品等に損傷を与えた場合には、その損傷に関する原状回復の措置は、受講申請者の責任において行うものとする。

（受講証明書）

- 第13条 本部長は、研修生のうち、その研修期間を終了した者について、受講証明書を発行することができる。

（研修に関する報告）

- 第14条 本部長は、理事長からの求めに応じて、研修の実施状況を報告しなければならない。

（情報システムによる手続）

- 第15条 この規則に基づく申請、通知等の手続は、原則として、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、受講申請者が希望する場合には、書面によることができる。
- 2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

（その他）

- 第16条 この規則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規則第136-1号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.12.20 06-18規則第136-2号）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。